## 論説

## 年少者の逸失利益算定における「平等」 一大阪高判令和7年1月20日に接して一

関西学院大学教授·弁護士(元大阪高等裁判所部総括判事) 大島眞一 Shinichi Oshima

## I はじめに

先天性の両側感音性難聴があり聴覚支援学校に通う11歳女子の逸失利益について、大阪高裁は、本年1月20日、全労働者の平均賃金の85%とした1審・大阪地裁令和5年2月27日判決(判タ1516号198頁)<sup>1</sup>を変更し、健常者と同額(年額497万2000円)とする判決を言い渡した<sup>2</sup>。

年少身体障害者の逸失利益算定の基礎となる 収入額については、最近の裁判例として次のも のがある。

山口地下関支判令和2年9月15日 (労判1237号37頁) <sup>3</sup>は、全盲の視覚障害を有する女子 (事故時17歳) が後遺障害併合1級の障害を負ったことにつき、全労働者平均賃金の70%とし、その控訴審である広島高判令和3年9月10日 (判時2516号58頁) <sup>4</sup>は、これを80%に変更した。

名古屋地判令和3年1月13日(交民54卷1号

51頁) <sup>5</sup>は、身体障害者等級2級の認定を受けた聴覚障害者である男子(事故時18歳)につき、2歳の時に難聴が発覚し、以後親が教育に熱心に取り組み、大学に進学したことなどを考慮し、男性大学卒の平均賃金の90%とした。

本件の原審である大阪地判令和5年2月27日 は、前述のとおり、全労働者平均賃金の85% とした。

このように、身体障害者に対する逸失利益算定に当たり、全労働者の平均賃金に相当近づけてはいるが、その全額を認めるのではなく一定程度減額してきた。しかし、今回の大阪高判は、初めて全労働者の平均賃金とし健常者と同額とした<sup>6</sup>ものである。

この判決を基にして、今後の年少者の逸失利 益を展望したい。

<sup>1</sup> 評釈等として、吉村良一「障害児・年少者死亡における損害賠償(逸失利益)額の算定・再論―聴覚障害児死亡事件を例に―」 立命館法学408号327頁(2023年)、岩嵜勝成「判批」法セ増(新判例解説)34号75頁(2024年)がある。

**<sup>2</sup>** 〈https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/741/093741\_hanrei.pdf〉。なお、この判決は上告・上告受理の申立てはなく、確定している。

<sup>3</sup> 評釈として、城内明「判批」法セ増(新判例解説)28号91頁(2021年)がある。

<sup>5</sup> 評釈として、三木千穂「判批」交民54巻索引・解説号(2023年)4頁がある。

<sup>6</sup> 東京地判平成31年3月22日労判1206号15頁は、知的障害(自閉症)を有する15歳の男子の基礎収入につき平均賃金の100%と認定しているが、19歳までの年齢別の平均賃金を採用しており、逸失利益の認容額は年額約238万円と本件と比べ相当低い。